

議員発議案第5号

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護人材の確保に苦慮している状況である。

また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

今般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置として、令和4年2月から9月までの間、「介護職員処遇改善補助金」が実施されているが、令和4年10月以降については臨時の介護報酬改定を行い、当該補助金と同等の措置を講じる案が議論されている。

介護職員の処遇改善においては、臨時の介護報酬改定とともに、原則3年ごとに行う介護報酬の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所毎の柔軟な対応を含め、地域の介護サービスを継続可能なものとするために、以下の事項に対して特段の配慮を行うよう強く要望する。

記

- 1 臨時の報酬改定（令和4年10月以降）において新設される「新たな加算」については、現行の二つの加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続きの簡素化に最大限努めること。
- 2 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分については、介護職員や事務職員等の実情に応じて、法人や事業所が柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- 3 原則3年ごとに行う介護報酬の見直しにおいては、現行の加算との整合性を踏まえた上で、介護報酬総額の算定方式を変更するなど、介護報酬申請の手続きの簡素化を図るとともに、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月16日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	細	田	博	之	殿
参	議	院	議	長	山	東	昭	子	殿
内	閣	総	理	大	岸	田	文	雄	殿
財	務	大	臣	大	鈴	木	俊	一	殿
厚	生	労	働	大	後	藤	茂	之	殿